

## 岐阜県：県内4か所に医ケア児支援の拠点を設置。看護師資格保有者が医ケア児家族や支援者を支援

## 岐阜県：県内4か所に医ケア児支援の拠点を設置。看護師資格保有者が医ケア児家族や支援者を支援

### 特徴

- 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」を運営
- センターは、「サテライト」と含めて県内に5箇所設置し、全県的に支援へのアクセスを確保
- 医療的ケア児家庭への相談対応や、地域の支援者の支援、人材育成等を実施
- 看護師資格保有者が相談員として対応

### 体制



※本資料は、令和3年7月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 岐阜県（参考）重症心身障がい在宅支援センター「みらい」

### 広報用リーフレット



### 岐阜県（参考）重症心身障がい在宅支援センター「みらい」

### 広報用リーフレット

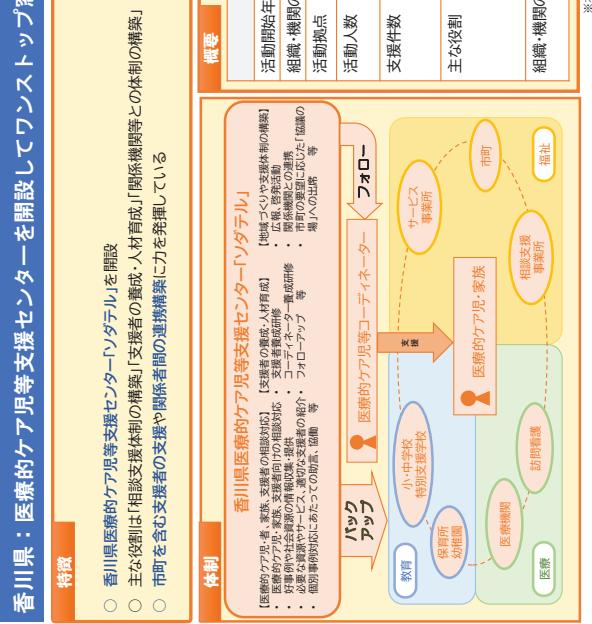
| 活動の成果   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| ■個別の相談事例への対応                                  | ○ 医療的ケア児家族からの相談・ワンストップで対応できる窓口を確保   |
| ・医療的ケア児家庭からの電話相談に対応                           | ○ 支援者を支援する間接支援・機能を実現                |
| ・時にはご自身に並んで相談に応じる場合もある                        | ○ 専門性が問われる事例についても対応が充実              |
| ■家族支援   | ○ 医療的ケア児家庭間の交流の促進                   |
| ・医療的ケア児家庭間の懇親会の開催                             |                                     |
| ・医療的ケア児家庭間の懇親会の発行                             |                                     |
| ■支援者向けの支援                                     |                                     |
| ・サービス事業所、医療機関、訪問看護ステーション等からの相談にも対応            |                                     |
| ・相談内容例  |                                     |
| 「本人の成長に伴つてどのようなサービスを提供するのがいいか」                | ○ センターの活動に関する県民向け広報の充実              |
| 「家族による医療的ケアが難しい場合の対応について」等                    | ○ 現在活躍しているコーディネーターの「後進」にあたる人材の育成    |
| ■人材育成   | ○ コロナ禍に伴つて対面での支援活動が制限されていること        |
| ・多職種研修の実施                                     |                                     |
| ▶ 平成29年度以降毎年開催し、各回約70～90名が受講                  |                                     |
| ▶ 障害児支援に係る事例検討会を併せて実施                         | ○ 関係部署との連携を通じて、通園や小・中・高校への通学の支援を充実  |
| ▶ テーマは障害児の在宅支援の質の向上」を基本に各回ごとに設定               | ○ 医療的ケア児家庭から要望の強い「医療専門用語」について輔助     |
| ■医療機関との連携                                     | ○ 事業の実施等を通じて施設設備を推進                 |
| ・退院時のカウンタレンスへの出席                              | ○ 筑波大学医学部に設置している小児在宅医療教育支援センターと連携した |
| ・障害児の受診時に同席して医師の説明を聞き、その内容を訪問看護サービス事業所に情報提供 等 | ○ 成人期への移行にかかる支援の充実                  |

※本資料は、令和3年7月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 香川県：重症心身障がい在宅支援センターを開設してワンストップ窓口を確保。「支援者」への支援も充実

### 特徴

| 自治体の概況                              |        |
|-------------------------------------|--------|
| 総人口（令和3年4月1日時点）                     | 約197万人 |
| 18歳未満人口（令和3年7月1日時点）                 | 約30万人  |
| 医療的ケア児数（令和元年6月時点）                   | 187人   |
| 医療的ケア児一オーディネーター配当人数                 | 1人     |
| 自治体における今後の施策展開方針                    |        |
| ○ 関係部署との連携を通じて、通園や小・中・高校への通学の支援を充実  |        |
| ○ 医療的ケア児家庭へ要望の強い「医療専門用語」について輔助      |        |
| ○ 事業の実施等を通じて施設設備を推進                 |        |
| ○ 筑波大学医学部に設置している小児在宅医療教育支援センターと連携した |        |
| ○ 成人期への移行にかかる支援の充実                  |        |



※本資料は、令和3年7月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 香川県：医療的ケア児等支援センターを開設してワンストップ窓口を確保。「支援者」への支援も充実

### 特徴

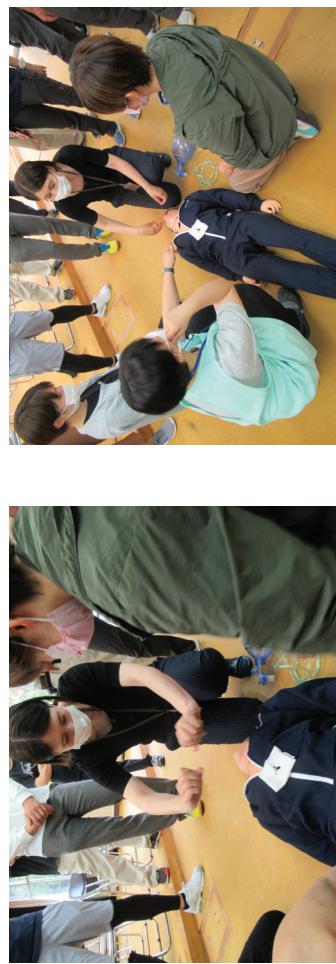
| 自治体の概況   |                    |
|--|--------------------|
| 総人口（令和3年4月1日時点）                                  | 約95万人              |
| 18歳未満人口  | 不明                 |
| 医療的ケア児数（令和2年3月時点）                                | 160人               |
| 医療的ケア児ニーステイタス配置人数                                | 1人                 |
| 概要   |                    |
| ○ 香川県医療的ケア児等支援センター「リダル」を開設                       | 医療的ケア児等支援センター「リダル」 |
| ○ 主な役割は「相談支援体制の構築」・「支援者の養成」・「人材育成」「関係機関等との体制の構築」 |                    |
| ○ 市町を含む支援者の支援や関係者間の連携協議に力を発揮している                 |                    |
| 体制   |                    |
| 【医療的ケア児等支援センター「リダル」】                             |                    |
| ○ 医療的ケア児等支援センターの設置目的は、「支援者等が医療体制の構築」             |                    |
| ・医療的ケア児等の相談支援、医療機関間の連携、医療機関間の連携等                 |                    |
| ○ 主な役割は「相談支援体制の構築」・「支援者の養成」・「人材育成」「関係機関等との体制の構築」 |                    |
| ○ 市町を含む支援者の支援や関係者間の連携協議に力を発揮している                 |                    |
| 特徴   |                    |
| ○ 香川県医療的ケア児等支援センター「リダル」を開設                       | 医療的ケア児等支援センター「リダル」 |
| ○ 主な役割は「相談支援体制の構築」・「支援者の養成」・「人材育成」「関係機関等との体制の構築」 |                    |
| ○ 市町を含む支援者の支援や関係者間の連携協議に力を発揮している                 |                    |

※本資料は、令和3年7月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています





## 小学校での救急シミュレーション研修の様子



学校や事業所の看護師、教職員の不安や疑問を聞き取り、主治医への連携の取り方を助言。  
(自分たちでつながる力をつけてほしいので、あえて主治医に直接つなごとはしません)



## 医療的ケア児等支援スーパーバイザーによる人材育成、指導助言

- 人材育成：つなげる（圏域を超えて同じ職種が支え合う場をつくる）
  - ・県内の医療的ケア児等コーディネーター向けにフォローアップ研修を実施
    - 医療的ケア児等コーディネーター連絡会 R3年度は1回開催
    - Webと集合のハイブリッドで開催 約70名が参加（別紙2参考）
- 人材育成：支える（アウトリーチによる「情報の伝え手」・「つなぎ手」の機能）
  - ・学校、通所事業所等への訪問
    - 小中学校 延べ20校（令和2年度。令和3年度もほぼ同様の数）
      - 医療的ケア児等支援スーパーバイザー医師と圏域の医療的ケア児等コーディネーター看護師、市町村教育委員会とともに、地域の小中学校を訪問する。
      - 学校看護師や養護教諭の不安や疑問に応え、外来受診への同行の活用、主治医への有効な情報提供・質問の方法等医療との連携についての助言、対象の児童生徒の病態やフォンタシ血流や疾患・障害の機序など医療的専門的事項についての解説を行う。
  - ・各圏域の「協議の場」に出席 延べ18回（令和3年度）
    - 圏域の問題を聞き取り、県の制度や施策の説明、他圏域の好事例を紹介
  - ・圏域・地域・職域からの要請に応じて講演、報告を行う
- ・看護協会、特別支援教育コーディネーターの会議、家族会、等

学校や事業所で、医学的なことをスーパーバイザー医師が解説して、見の身体についての理解を深めてもうう



## レスパイトが欲しい!に応える資源開発の参考に...

医療的ケア児にかかる医療型短期入所サービスについて  
(平成30年度サービス報酬改定による)

## 1 医療型短期入所にかかる単位数

| 実施施設は全て医療機関                   | 利用要件             | 報酬単価(単位/日) |
|-------------------------------|------------------|------------|
| 医療型短期入所<br>サービス               | 看護体制7:1以上        | 2889       |
|                               | 看護体制7:1未満        | 2686       |
| 医療型特定短期<br>入所サービス             | 看護体制7:1以上        | 2768       |
|                               | 看護体制7:1未満        | 2555       |
|                               | 宿泊を伴わない(日中のみ)利用  | 2014       |
| 遅延性意識障害<br>児・者等を対象<br>とした短期入所 | 日中活動系サービスを合わせて利用 | 1679       |
|                               | 短期入所のみを利用する場合    | 1578       |
|                               | 宿泊を伴わない(日中のみ)利用  | 1209       |

○対象者 (ア) 18歳以上で i) 区分6以上に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  
ii) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者もしくは区分5以上に該当する重症心身障害者

## (イ) 障がい児、重症心身障害児

## ○主な加算

- ★空床の確保や緊急時の受け入れを行った場合
- ・緊急短期入所体制確保加算 40
- ・緊急短期入所受け入れ加算(医療型) 180

## ★超重症児・者又は準超重症児・者の場合 「特別重度支援加算Ⅰ」

超重症児・者又は準超重症児・者以外の場合 「特別重度支援加算Ⅱ」

## ○施設基準

## ■ 医療型短期入所サービス (1) 医療型特定短期入所サービス (1)(IV)

厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告551号二の二・イ)

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所

(1) 病院であること(医療法第1条の5 第1項)(注1)

(2) 看護体制は7:1以上、かつ各病棟における夜勤看護職員数は2以上であること

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70以上が看護師であること

(注1) 医療型については24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となった。

(障害者自立支援法施行規則の改正)

(注2) 利用者が日中活動サービスを利用した日に夜間のみの特定短期入所を行う場合、日中活動サービスの報酬と併せて算定可能。

## ■ 医療型短期入所サービス(II)、医療型特定短期入所サービス(II)、(V)

厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告551号二の二・ロ)

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する指定短期入所事業所

(1) 病院(医療法第1条の5 第1項)または有床診療所(同条第2項)

(2) 介護老人保健施設(介護保険法第8条第27項)

## 平成30年度診療報酬改定 医療型短期入所サービス利用中の処置等の評価

「医療型短期入所サービスにおける重症心身障害がい児の受け入れを促進するため、入所中の医療処置等について、診療報酬上の取り扱いを明確にした。」

## 具体的な内容

在宅療養指導管理料を算定しているために、入院該当では別途算定することができない以下の医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する。

対象処置等と診療報酬(点。特記ない場合は一日当たり)。

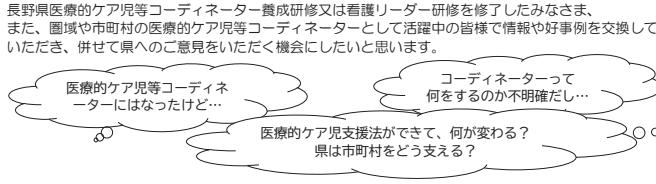
|                         |               |                  |    |
|-------------------------|---------------|------------------|----|
| (1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定       | 30            | (10) 留置カテーテル設置   | 40 |
| (2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定     | 100(1回の利用につき) | (11) 導尿          | 40 |
| (3) 中心静脈注射              | 140           | (12) 介達牽引        | 35 |
| (4) 植え込み型カテーテルによる中心静脈注射 | 125           | (13) 矯正固定        | 35 |
| (5) 鼻マスク式補助換気法          | 65            | (14) 変形機械矯正術     | 35 |
| (6) 体外式陰圧人工呼吸器治療        | 160           | (15) 消炎鎮痛等処置     | 35 |
| (7) 人工呼吸                | 819           | (16) 腰部又は胸部固定帶固定 | 35 |
| (8) 膀胱洗浄                | 60            | (17) 低出力レーザー照射   | 35 |
| (9) 後部尿道洗浄              | 60            | (18) 鼻腔栄養        | 60 |

(別紙2-1)「医療的ケア児等コーディネーター連絡会」開催案内



## R3年度医療的ケア児等コーディネーター/看護リーダープラッシュアップ研修

## 医療的ケア児等コーディネーター連絡会 のご案内



そんな疑問や不安をお持ちの方も、災害対策の最新情報を得たい方も、どうぞ参加ください。

## ○ 対象 …次のいずれかに当てはまる方

- ・長野県医療的ケア児等コーディネーター養成研修又は看護リーダー養成研修を修了した方
- ・医療的ケア児等コーディネーターとして活動している方
- ・その他、医療的ケア児等の地域生活支援ニ小児在宅医療にかかわる方

## ○ 開催日時 令和3年12月20日(月) 14時から17時

➢ 遠隔の方: Zoomにてご参加ください。

参加お申込みいただいた方に、後日URLをご案内します。

➢ 直接お集まりいただけの方(10名程度):

信州大学医学部小児科 在宅療育部門の研究室(信州地域技術メディカル展開センター305)

## ○ 内容

- 各圏域における医療的ケア児等コーディネーターの活動報告、好事例報告
- 災害対策についての情報提供
- 県から
  - ・医療的ケア児等支援センターについて報告、説明
  - ・医療的ケア児等コーディネーターの業務内容について(ご意見をいただきます)

お申し込みは、信州大学医学部小児科 担当: 亀井智泉 ●●●

FAX 0263-●8-●●56

もしくは

メール k●●●a@shin●●-u.ac.jp まで



|               |  |    |  |
|---------------|--|----|--|
| お名前           |  | 圏域 |  |
| 所属先           |  |    |  |
| メールアドレス       |  |    |  |
| メッセージやご意見をどうぞ |  |    |  |

(別紙2-2)「医療的ケア児等コーディネータープラッシュアップ研修兼  
医療的ケア児等コーディネーター連絡会」開催案内

## 長野県医療的ケア児等コーディネータープラッシュアップ研修

兼 医療的ケア児等コーディネーター連絡会

次第

日時: 令和3年12月20日(月)

14時から17時まで

会場: Zoom・集合会議併用

## 1 はじめに

## 2 会議事項

I 各圏域の取り組み報告

## II 県から報告

・「医療的ケア児等支援法」と医療的ケア児等支援センターについて

・学校や保育園での医療的ケア児等の受け入れと看護師配置について

・災害対策の妥否確認について

## III 意見交換

## 長野県医療的ケア児等支援スーパーバイザー

亀井智泉

開催事務局 信州大学小児科

〒390-8621 松本市旭3-1-1

信州地域技術メディカル展開センター305

メール: khora@shinshu-u.ac.jp

電話: 090-4462-9313 FAX: 0263-38-7156



## 青森県：多職種の専門家から構成されるチームが事業所等による医ケア児受け入れを手厚くサポート

### 青森県：多職種の専門家から構成されるチームが事業所等による医ケア児受け入れを手厚くサポート

#### 特徴

- 「多職種コンサルティングチーム」を設置
- 医療的ケア児とその家族が主導する医療系連携（支援者）からの相談に応対
- 医療・保健・福祉・保育・教育分野の多職種の専門家が参加
- 医療的ケア児に係る直面する困難の対応策を確実

#### 体制図



#### 活動の成果

- 支援者を支援する仕組みを確立
- 支援者の憂慮とした不安を解消し、やるべき支援を整理
- 支援者の専門性が必要な児童の受け入れに対応
- 専門性が問われる事例に、専門性の高い専門家によるアドバイス
- 事業所等の緊急時の体制づくりや危機管理意識向上
- 多職種連携を促進し、自治力を引き出す体制を整備
- 小児訪問診療体制の充実が課題である中、その機能の一部を補完

#### 活動に係る課題

- チームで行う支層内容を、ケースに開ける支援機関とその都度情報共有する必要がある
- 安定的な支層体制の整備が必要
- 相談件数が増加しており、施設訪問による活動を能率化する形態の変更による医療的ケア児支援センターの必要
- 令和4年度には、医療的ケア児家庭への手技指導の実施
- 細かな支援まで継続的リーチ体制で対応する必要性
- 各団体への支層へのフォロー体制づくりが必要

#### 自治体における今後の施策展開方針

- 地域との連携及び支援の引き継ぎを行うためハイペンドとなる園芸作業コーディネーター等を育成・配置を促進する
- 事業所等における研修実施による普及啓発や事業所等配置看護師への手技指導の実施
- 就学や就労へのムーズな移行を実現するため、母子保健・教育・福祉等各市町村内の組織体制及び連携方法の開拓
- 事例検討会または研修会の開催等を通じ、関係機関相互の連携を促進する

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 青森県（参考）「多職種コンサルティングチーム」広報用リーフレット

### 富山県：医療的ケア児等支援センターが多職種連携により当事者および関係機関を支援

#### 特徴



#### 自治体の概況

| 総人口（令和3年4月1日時点）     | 約122万人 |
|---------------------|--------|
| 18歳未満人口（令和3年11月時点）  | 約16万人  |
| 医療的ケア児数（令和元年4月時点）   | 166人   |
| 医療的ケア児等コーディネーター配置人数 | 0人     |

#### 活動の概要

- 「富山県医療的ケア児等支援センター」を設置
- センターには医療的ケア児等コーディネーターを2名配置
- 医療機関等に併設していること、連携を活かし、多職種連携による対応も実施

#### 概要

| 自治体の概況              | 富山県医療的ケア児等支援センター |
|---------------------|------------------|
| 総人口（令和3年4月1日時点）     | 約103万人           |
| 18歳未満人口（令和3年4月1日時点） | 約4万人             |
| 医療的ケア児数（令和3年4月時点）   | 125人             |
| 医療的ケア児等コーディネーター配置人数 | 2人               |

#### 活動の特徴



#### 活動の実績

- 地域の専門家による医療的ケア児の受入のための指導書作成、カウンターパンスへの参加依頼
- ・ 主治医、事業所や市町村等担当者のカースペ会議
- ・ 施設訪問による取扱説明、受入に向けた職員会議、緊急時対応や手技等の確認
- ・ 受入後の施設訪問による状況確認及びフォローアップ
- ・ 利用できるサービスや制度等について市町村等への助言や情報提供等
- 教育機関との連携
- ・ 医療的ケア児の就学に関するカースパンフランクス（主治医、保健医、教育委員会、保健師、障害福祉担当）、事業所担当者、相談支援専門員等
- ・ 学校現場での医療的ケア対応方法を検討するためのカースパンフランクスの開催
- ▷ カンファレンスには家族および多職種（生年月日、医療等医療従事者、養護教諭・学校看護師等）
- ▷ 人工呼吸器装着児家庭への出席を求める、医療機関への手引ドライバ作成等助言
- ・ 幼稚園への自宅以外の居所等について
- ▷ 市町村保健師、障害者担当者等関係者によるカース会議
- ▷ 自宅や入院施設の訪問
- ▷ 須要な跨部門会議や受入施設での対応等の支援等

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

#### 活動の課題

- 地域との連携及び支援の弱さを行うためハイペンドとなる園芸作業コーディネーター等を育成・配置を促進する
- 事業所等における研修実施による普及啓発や事業所等配置看護師への手技指導の実施
- 就学や就労へのムーズな移行を実現するため、母子保健・教育・福祉等各市町村内の組織体制及び連携方法の開拓
- 事例検討会または研修会の開催等を通じ、関係機関相互の連携を促進する

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 富山県：医療的ケア児等支援センターが多職種連携により当事者および関係機関を支援

富山県

(参考) 富山県医療的ケア児等支援センター 広報用リーフレット

### 活動の成果

#### 主な活動

- ・医療的ケア児等への支援
  - ・医療的ケア児等に対する可能な限りの連携調整
  - ・医療的ケア児等に対する可能な限りの障害福祉サービス事業所等や訪問看護施設等による連携調整
  - ・コーディネーター在籍機関などの開設情報の提供
  - ・関係機関との連携
  - ・専門的な相談支援や広域的な連携調整 等
- その他
- ・コーディネーター養成研修の実施
  - ・令和3年度までで3回開催
  - ・108名(相談支援事業所、市町村、医療機関等の職員)が修了
  - ・講師(県外講師のほか、医師であるセンター長や訪問看護師等)
  - ・フォローアップ研修の実施
  - ・令和2年度より開始して2回開催
  - ・109名(コーディネーターのほか市町村職員等も参加)が修了
  - ・講師(県外講師や先進事例を有する市町村職員)
  - ・テーマ「災害対策」「各分野における担当窓口の整理・公表」
  - その他の
  - ・医療的ケア児等に対応できる事業所等の把握調査・公表
  - ・医療的ケア児等の実態調査の実施
  - ・研修会等への講師・ファシリテーター等の参画
  - ・地域立支援協議会等の参画 等

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 高知県：「トータルアドバイザー」を置くことでコーディネーターの派遣を総合的に調整

### 自治体の概況

総人口(令和3年4月1日時点)

約68万人

18歳未満人口(令和3年4月1日時点)

約9万人

医療的ケア児男数(令和3年4月1日時点)

76人

医療的ケア児等コーディネーター配置人数

0人

主な活動

相談対応

・医療的ケア児家族およびその支援者(医療機関やサービス事業所、市町村等)からの相談

・電話またはメールにて受け付け

・受け付け後には、現地を訪問して本人や家族の状況を確認

■コーディネーターの派遣調整

・地域や相談内容などに応じて適切な医療的ケア児等コーディネーターを選任。派遣調整

・乳幼児児等の障害福祉サービス未利用者の場合には、県からの報酬支払いを調整

■コーディネーターへの助言

・医療的ケア児等とその支援者双方の支援に応じられる体制を確保

・センターには「医療的ケア児等トータルアドバイザー」を配置

■その他の

・サービス未利用者のフォロー

・令和2年度から実施した調査の結果、報酬付与サービスを利用していない方へ支給

・医療機関からの早期フォロー

・NICU入院時からの扶養料とNICUからの退院前カンファレンスに出席する等により実施

・医療機関からの扶養料や、必要な社会資源の情報提供といった支援を退院前より実施

■機器

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

活動開始年度

令和3年度

組織・機関の運営主体

社会福祉法人 土佐希望の家

活動拠点

1か所

活動人数

相談員1名

1年あたりの支援件数

約80件

主な役割

・相談対応

・コーディネーターへの派遣調整

・医療的ケア児等トータルアドバイザー

■体制

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

医療的ケア児等トータルアドバイザー

助言

派遣調整

相談

「支援者からの相談」

医療的ケア児家族

「医療的ケア児等コーディネーター」

医療的ケア児家庭

学校

保育所

サービス事業所

医療機関

市町村

※本資料は、令和3年12月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています



高知県 (参考①) 重症心身障害児・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」  
広報用リーフレット

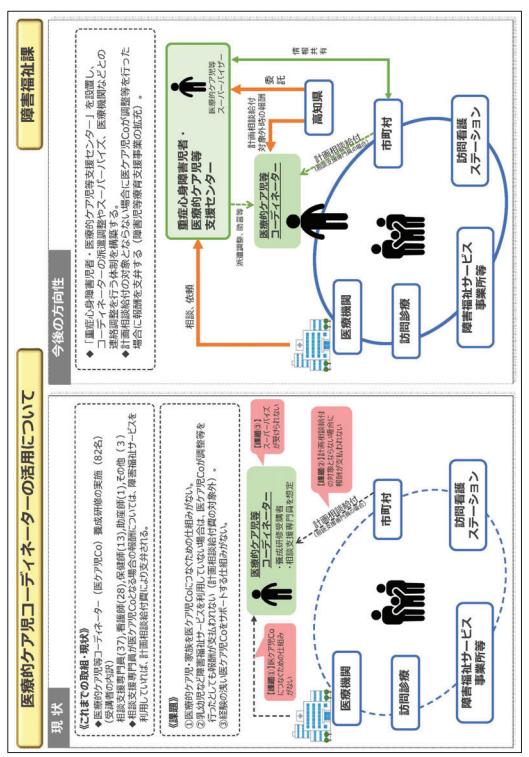
(参考②) 医療的ケア児等コーディネーターの活用について



**奈良県**：看護職と福祉職の2名のコーディネーターを配置することで医療と福祉の両面から支援

માત્રાની વિશે પ્રાણી જીવનાની અધ્યાત્મિક વિશે

**奈良県：看護職と福祉職の2名のコーディネーターを配置することで医療と福祉の両面から支援**



**奈良県：**看護職と福祉職の2名のコーディネーターを配置することで医療と福祉の両面から支援

| 活動の成果           | 活動に係る課題  | 自治体における今後の施策展開方針  |
|-----------------|--|---|
| ○ 支援者を支える仕組みを確保 | ○ 専門性が問われる事例について対応が可能となつた<br>○ 関係機関の間における課題・情報共有や連携の促進<br>○ 週間前カンファレンス、市町村・支援者団体等の学習会に参加 等 | ○ 県内の医療的ケア専門の支援一環等を調べる実地調査を実施予定。調査結果を施設設計に反映させていく<br>○ 市域内には地域資源が十分ではないことから、「奈良県直営」の駅前等の施設を整備する<br>○ 地域外での支援に関する条項について位置を定めている「重点化・見直し」の実現<br>○ 兼用者地域支援センターの設置を推進する<br>○ 「奈良県直営」の身障者居宅介護支援センター、「重症心身障害者」及び市町村などの隣接機関と共に重層的な支援体制の構築に取り組む |
| ○ 支援者を支える仕組みを確保 | ○ センター事業内容・相談支援の周知が不足<br>○ 県内医療機関・事業所等の情報が不足 等   |   |
|                 |  |   |

ՀԱՅԱՍՏԱՆԻ ՀԱՆՐԱՊԵՏՈՒԹՅԱՆ ԿԱՇՄԱԽԱՎԱՐ ՀԱՆՐԱՊԵՏԱԿԱՆ ԽՈՐՎԱԴՐՈՒՅԹ

（参考）李良醫重症心身障礙患者選擇方案——左翻用リードヒット

**福岡県北九州市**：既存の障害者バスの支擇運営にコードネイターを配置。



\*本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

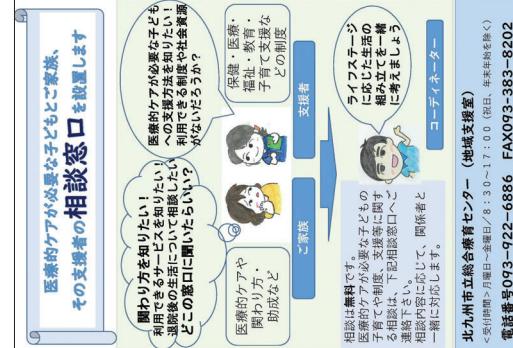
|  |   |
|--|---|
| <p><b>福岡県北九州市：既存の障害福祉サービスの支援拠点にコーディネーターを配置。支援をさらに充実</b></p>  | <p><b>活動の成果</b> ※センター運営から日々の活動のため、開設時における課題を含めて以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケア児家族からの相談、ご不明事項への対応できる窓口を確保</li> <li>○ 関係機関間における情報共有や連携の促進</li> <li>○ 事例対応会等を踏まえた地域連携の整理</li> <li>○ NICU等医療院時に、新たな医療的ケア児を見把握することができる</li> <li>○ 早期からの医療・福祉との連携が可能</li> <li>等</li> </ul> |
| <p><b>活動に係る課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市と連携しつつも自立的に支援活動を展開していくける状態への移行</li> <li>○ 県が設置つてある医療的ケア支援センターとの連携、業務分担</li> <li>○ 相談内容の解決に向けて、活用可能な事業が少ない</li> <li>○ (短期入所、保育所等の受け入れ先の確保が困難)</li> </ul>  | <p><b>自治体における今後の施策展開方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時個別支援計画の作成とその実証のための避難訓練の実施など災害対策の充実</li> <li>○ 医療的ケア児の就学、通学の支援充実に向けて、教育担当部署や市内の学校など部署間の連携を推進していく</li> <li>○ 地域資源や支援制度等に関する情報の把握</li> <li>等</li> </ul>   |
| <p><b>■専門検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 北九州地区専門的ケア児支援協議会の開催</li> <li>▶ 協議会は、医師会、医療機関、訪問看護事業所、医療的ケア児の保護者で構成している。</li> <li>▶ 令和3年度は、協議会とキャリア会議・医療連絡会を各回ずつ開催</li> <li>▶ 協議会にて、相談事例の検討会を実施し、課題の抽出や、情報共有を行っている。</li> </ul> <p><b>■その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源や支援制度等に関する情報の収集</li> <li>・ 災害対策、(災時個別支援計画の作成等) 等</li> </ul> | <p><b>市本庁とコーディネーターの連携について</b></p> <p>北九州地区では市町が医療的ケア児の相談に応じてきたが、徐々にコーディネーターのため、現在は市がコーディネーターのバックアップをしているが、徐々にこの体制が単純で効率的でない状況へ移行していくことを指している。</p>   |

卷之三



\*本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

福岡県北九州市 (参考) 「相談窓口」設置に関する実用ノウハウ



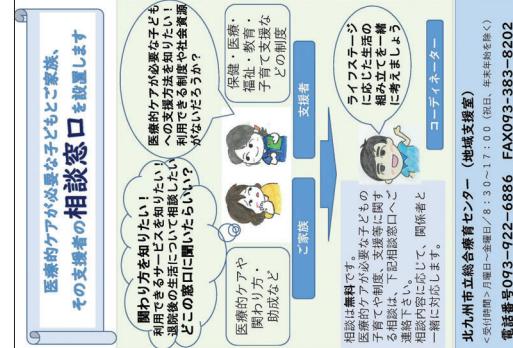
相談は無料です。医療的アドバイスや医療機関紹介など、お子さんたちの健康や生活の相談に応じます。また、お子さんと親戚など、関係者と一緒に相談センターで話し合って、問題を解決していきます。

北九州市立総合保健センター  
電話番号:093-922-6380  
受付時間:午前9時~午後5時  
FAX:093-383-8200

コードイキーター  
(地図・地図検索室)

福留昌北力州市

卷九 「相談窓口」設置に関する文部省ニコニツ



相談は無料です。医療的アドバイスや医療機関紹介など、お子さんたちの健康や生活の相談に応じます。また、お子さんと親戚など、関係者と一緒に相談センターで話し合って、問題を解決していきます。

北九州市立総合健康センター  
電話番号:093-922-6380  
受付時間:午前9時~午後5時  
FAX:093-383-8200

コードイキーター  
(地図・地図検索室)

卷九 「相談窓口」設置に関する文部省ニコニツ

卷九 「相談窓口」設置に関する文部省ニコニツ

## 東京都世田谷区：相談対応から災害対策、人材育成、理解促進まで幅広く活動するセンターを開設

**特徴**

- 「世田谷区医療的ケア相談支援センター(Hi・na・ta(ひなた))」を開設
- 愛称(Hi・na・ta(ひなた))を設け、難子がゆつたり過ごせる空間を整備
- 医療的ケア児等コーディネーターに加えて相談員を2名配置(うち1名は医療職)
- 相談対応から災害対策、人材育成、施設等への技術支援など幅広い業務内容
- 広報担当を置き、地域住民等の理解促進や民間企業との連携イベントも実施

**概要**

| 世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta(ひなた) |   |
|---------------------------------|---|
| 活動開始年度                          | 令和3年度   |
| 組織・機関の運営主主体                     | 社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会<br>(医療的ケア児等セントラル事務所)  |
| 活動拠点                            | 1か所(国立成育医療研究センター内)  |
| 活動人数                            | 相談員3名(医療的ケア児等コーディネーターのほか2名)<br>※他事業と兼務  |
| 開設後の相談対応件数                      | 延1339件、隼人數89人<br>(令和3年8月から令和4年1月までの実績)  |
| 主な役割                            | ・相談支援<br>・災害対策<br>・医療的ケア児等の育成・在学・同行訪問・カンファレンス同席等を6か月かけて実施<br>・医療的ケア児等の相談支援<br>・通所施設が医療的ケア児等を受け入れる際の不安解消や助言(定期訪問+随時対応)<br>・医療的ケア児等に対する施設看護師へのサポート 等                          |
| 組織・機制の特徴                        | ・相談支援専門員の育成・在学・同行訪問・カンファレンス同席等を6か月かけて実施<br>・医療的ケア児等の育成・在学・同行訪問・カンファレンス同席等を6か月かけて実施<br>・医療的ケア児等の相談支援<br>・通所施設が医療的ケア児等を受け入れる際の不安解消や助言(定期訪問+随時対応)<br>・医療的ケア児等に対する施設看護師へのサポート 等 |

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 東京都世田谷区：センターにおいて相談対応から災害対策や一般区民向けの情報発信まで幅広く活動

**主な活動**

- 相談支援
  - 医療的ケア児等や家族からの相談に応じてお問い合わせ(医療的ケア児等の相談を含む)
  - 医療的ケア児等や多職種連携等による相談に応じてお問い合わせ(医療的ケア児等の相談を含む)
  - 高い専門性や多職種連携等による事例についても対応
  - 関連する福祉施設や関係機関を支援する仕組みを確保
  - 医療的ケアの理解促進や民間企業等と連携したイベント実施の積み上げ

**活動の成果**

- 医療的ケア児等や家族からの相談を含む成績を含めて以下の通り

| 医療的ケア児等コーディネーター配置人数 | 医療的ケア児等相談件数 | 医療的ケア児等相談件数 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 1人                  | 180人        | 約13万人       |
|                     | 医療的ケア児等相談件数 | 医療的ケア児等相談件数 |

**活動に係る課題**

- 医療的ケア児等が見ことうがない家庭の居場所となる活動の充実
- 現在のコーディネーターの後継者や、地域における人材の確保・育成
- 家族や支援機関のネットワークづくり、オンライン活用
- 病院ノーリングループーカーーや他の医療的ケアの講師、専門分野が今後設置する医療的ケア児等相談セミナーへ

**自治体における今後の施策展開方針**

- ふるさと納税による寄附等を活用して、医療的ケア児等が見ことうがない家庭に対する支援事業を実施
- 医療的ケア児等に対する施設看護師へのサポート 等
- 相談支援専門員の育成・在学・同行訪問・カンファレンス同席等を6か月かけて実施
- 関係機関における研修実施への協力 等
- 災害時固別支援計画の作成支援
- 作成された計画の有効性を保護者等と一緒に検証 等
- 医療的ケアの理解促進や情報発信
- 地域住民等の理解促進、民間企業や地元スポーツリーチームと連携したイベント実施
- 本人・家族・地域のネットワークづくり 等
- 施設への技術支援 等
- 電気を必要とする医療機器を使用している医療的ケア児を見作像として、ボータブル電源等を活用し、災害時の安心を確保
- 虐待の予防・早期発見・対応 等

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

**茨城県つくば市：市本庁にコーディネーターを配置してワンストップ窓口を開設。災害対策にも注力**

**特徴**

- 市本庁に「つくば市医療的ケア児等相談窓口」を開設
- 医療的ケア児等コーディネーターを2名配置
- 来はばは保健や教育など相談内容に応じて分担して相談窓口を一本化
- 災害時に備えた医療的ケア用品の保管にも対応するなど災害対策強化にも注力

**概要**

| つくば市医療的ケア児等相談窓口 |  |
|-----------------|--|
| 自治体の概況          | 総人口 (令和3年4月1日時点)<br>約24万人                    |
| 活動開始年度          | 令和3年度  |
| 組織・機関の運営主主体     | 市<br>・8歳未満人口 (令和3年4月1日時点)<br>約5万人            |
| 活動拠点            | 1か所(市庁舎福島管部署内)<br>医療的ケア児数 (令和3年9月時点)<br>約40人 |
| 活動人数            | 医療的ケア児等コーディネーター配置人數<br>2人                    |

**体制**

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

**東京都世田谷区 (参考) 世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta (ひなた)**

**広報用リーフレット**

**特徴**

- お問い合わせ窓口
- 医療的ケア児等相談窓口
- 医療的ケア児等セミナー
- Hi・na・ta

**概要**

お問い合わせ窓口

医療的ケア児等相談窓口

医療的ケア児等セミナー

Hi・na・ta

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 茨城県つくば市：市本庁にコーディネーターを配置してワンストップ窓口を開設。災害対策にも注力

**主な活動**

- 医療的ケア児の相談窓口の運営・窓口への来訪者による窓口での相談に対する対応
- ・児の年齢や相談内容によらずワンストップで対応
- ・窓口への来訪や電話によって受け付けている
- ・必要に応じて自宅や支援先への訪問での相談に対応
- 関係機関等との連携強化
- ・保健所・各関係機関との日ごからの情報共有
- ・市内の関係部署で行なわれる医療的ケア問題の会議への出席
- ・協議の場に出席し、情報共有や施設検討を実施
- 災害対策
- ・医療的ケア児、その家族の自助力を支援する「ツール」の作成・配布
- 災害時対応ガイドブック…平時からの対策として必要な準備等解説
- 災害時に備えた医療的ケア用品の預かり
- 医療的ケア用品の日分程度を市本庁にて預かり、災害時には可能な限り市内避難所等へ届ける取組(つくば市災害時医療的ケア用品保管事業)
- 災害対策の取組について
- ・相談窓口の開設(合わせてリーフレットを作成)
- ・医療的ケア問題や訪問看護師といった支援者にも意見を求めていた。また、当該者に目を向けてもらい、記入の負担を大きくしない等の確認
- ・市内の基幹相談支援センターには、医療的ケア児によるツールの活用を支援してほしい旨依頼

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 茨城県つくば市 (参考) つくば市医療的ケア児等相談窓口 広報用リーフレット

### つくば市医療的ケア児等相談窓口

#### ご案内

- つくば市では、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しています。
- ご自身でもらかの医療的ケアを行なうお様が、生活する上で必要な各種サービスの紹介やご相談に応じています。

#### ■ 関係機関との連携

- 市医療的ケア児等相談窓口
- 市医療的ケア児等相談窓口



[問い合わせ窓口] は

医療的ケア児等相談窓口

窓口担当者

小野寺一也

連絡先

029-883-1111 (休)

## 北海道札幌市：多職種からなる支援チームが医療チームへ専門的な助言を提供

### 北海道札幌市

#### 主な活動

##### 活動に係る課題

- 医療的ケア児の相談窓口の明確化
- 市内の関係機関との連携強化
- 他の医療的ケア児等コーディネーターとのネットワーク形成
- 医療的ケアを必要としている児の全数把握

##### 自治体における今後の施策展開方針

- 地域医療施設院の中核役割を担う「児童発達支援センター」を設置する
- 行内の保健部門・教育部門と連携し、医療的ケア児の保育所・幼稚園での受け入れ体制整備を進行中

※本資料は、令和3年10月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

## 北海道札幌市：多職種からなる支援チームが医療チームへ専門的な助言を提供

### 活動の成果

- 医療・介護・福祉・教育等の支援者に対する専門的・総合的な支援体制を確保
- 地域医療のアフターケアを受けていく環境整備に貢献
- 専門性に関する事例についても専門的な助言
- 医療的ケア児家庭に対する自宅訪問も含めた直接相談体制の確立等

### 活動に係る課題

- 関係機関との連携強化

(個別の相談が多岐を経た連携だけでなく、日頃から連絡を取り合う関係性作りの強化)

○ 医療的ケア児の受け入れ体制整備への協力

○ 他の支援機関との協力・連携・役割分担

### 自治体における今後の施策展開方針

- 医療的ケア児の通い慣習学校・特別支援学校への定期巡回指導等

### 活動に係る課題

- 医療的ケア児を受け入れる事業所等(※)へのサポート

### 北海道札幌市：多職種からなる支援チームが医療チームへ専門的な助言を提供

### 自治体の概況

- ※総務省サービス事業所・学校・保育所等
- 医療・介護・福祉・教育等の支援者に対する専門的・総合的な支援体制を確保
- 地域医療のアフターケアを受けていく環境整備に貢献
- 専門性に関する事例についても専門的な助言
- 医療的ケア児家庭に対する自宅訪問も含めた直接相談体制の確立等

### 主な活動

#### ■ 医療的ケア児を受け入れる事業所等(※)へのサポート

- ・多職種(医師・歯科医師・看護師・PT・OT・ST・社会福祉士等)からなる支援チームによる助言・情報提供

#### ■ 医療的ケア児のアフターケアの仕方・姿勢保持等に係る技術的な指導や助言

- ・医療的ケア児のアフターケアの仕方・姿勢保持等に係る技術的な指導や助言

#### ■ 救急隊・扶助会員・ハンドヘルパー等の医療機器に関する研修会等のオーディマンド開催

- ・医療的ケア児の通い慣習学校・特別支援学校への定期巡回指導等

#### ■ 医療的ケア児を新たに受け入れようとする事業所等へのサポート

- ・事業所の環境整備や施設配置・感染対策など体制整備に向けた助言

#### ■ 医療的ケア児の医療や訪問看護ステーション等との連携に向けた支援

- ・医療的ケア児の医療や訪問看護ステーション等との連携に向けた支援

#### ■ 医療的特定短期入所事業所での見学/研修受け入れ

- ・普通小学校へ学を希望する医療的ケア児の入学前支援者会議への参加等

#### ■ 医療的ケア児を新たに受け入れた事業所等のフォローアップ

- ・継続的な受け入れ実施に向けた助言・相談対応

#### ■ その他

- ・医療的ケア児家族から相談があつた場合にも対応(自家への訪問相談会)

#### ■ 特別支援学校における医療的アプローチ等

- ・市内各区担当者(毎子保健室等)から相談にも対応

#### ■ 特別支援学校における医療的アプローチ等

- ・特別支援学校に於ける医療的アプローチ等

#### ■ 特別支援学校における医療的アプローチ等

- ・特別支援学校における医療的アプローチ等

## 茨城県つくば市：市本庁にコーディネーターを配置してワンストップ窓口を開設。災害対策にも注力

### 北海道札幌市

#### 主な活動

##### 特徴

- 医療的ケア児を受け入れている事業所等に対して助言・指導を実施

#### ■ 札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務

##### 概要

##### 活動開始年度

令和2年度

##### 組織・機関の運営主体

医療法人・福音会

##### 活動拠点

1か所

##### 活動人数

相談内容に応じて複数名のチームで対応

##### 1年あたりの支援件数

72件

##### 主な役割

- ・医療的ケア児を受到入れする事業所等へのサポート

- ・新規に受け入れようとする事業所等へのサポート

- ・既存に受け入れようとする事業所等へのサポート

#### 体制・機関の特徴

##### 組織・機関の特徴

##### 当事者・家族

##### 学校・月曜会・講習会等

##### 保健所・幼稚園等

##### 自治体担当者

※本資料は、令和4年1月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています

※本資料は、令和4年1月に実施したヒアリング調査結果等に基づいて作成しています



令和3年度障害者総合福祉推進事業  
医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効  
果的な配置等に関する調査研究事業報告書

発行日：令和4年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社